

食品の原産地に関する情報提供基準(案)の概要 (平成25年4月1日施行)

資料3-1

山梨県食の安全・安心推進条例第21条

努力義務規定

(原産地に関する情報の提供の充実)

第21条 事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、**国内で生産された畜産物**(食用に供されるものに限る。)**又は加工食品**(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の1第3項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。)**を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。**

2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

趣旨(基準第1条)

条例第21条第1項の規定に基づき、事業者が行う

- ・畜産物の原産地
- ・加工食品の原材料の原産地

に関する情報の提供に関し必要な事項を定める

対象事業者(条例第21条第1項)

対象品目を県内で消費者に販売する事業者(スーパー、小売店等)

提供すべき情報(基準第2条、第3条)

畜産物の原産地に関する情報

右の何れかの情報	イ 都道府県名(※) ロ 市町村名(※) ハ 一般に知られている地名(※) ※ 主たる飼養地が属するもの
----------	---

加工食品の原材料の原産地に関する情報

原材料の区分	提供すべき情報 (原材料の区分毎に何れかの情報)
国産の農産物	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名
国産の畜産物	イ 都道府県名(※) ロ 一般に知られている地名(※) ※ 主たる飼養地が属するもの
国産の水産物	イ 生産(採取・採捕を含む)した水域名 ロ 水揚げした港名 ハ 都道府県名(※) ニ 市町村名(※) ホ 一般に知られている地名(※) ※ 水揚げした港又は主たる養殖場が属するもの
削りぶしの原材料として使用される国内で加工された「かつおのふし」	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名

対象品目(基準第2条、第3条)

対象品目	対象範囲
畜産物 (生鮮食品)	JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準別表に規定する畜産物(生鮮食品)
加工食品 (22食品群+4品目)	JAS法に基づく品質表示基準で原産地表示が義務づけられている原材料 ・加工食品品質表示基準(22食品群) ・削りぶし品質表示基準 ・農産物漬物品質表示基準 ・うなぎ加工品品質表示基準 ・野菜冷凍食品品質表示基準

※ 農産物、水産物(生鮮食品)は対象品目に含まれない。
(JAS基準で都道府県名等による原産地の表示義務有)

情報提供を要しない場合

特別の事情(基準第5条)

食品の生産、製造、加工、流通の状況、食品の原材料の性質等に照らし都道府県名等の原産地情報を消費者に提供することが困難であると認められる特別の事情があるとき

【特別の事情の例】

- ・原産地に関する情報を調達先で確認できない場合
- ・原産地の異なる原材料が製造・加工ラインで連続的に切り替わる場合
- ・原材料の調達上の問題により頻繁に原材料の原産地が切り替わる場合
- ・一定の量を確保する都合上、複数産地の原材料がランダムに混ざってしまう場合
- ・複数産地の肉をまとめて一度に小分けカットするため産地を区分できない場合
- ・複数産地の卵をまとめて一度に選別・包装するため産地を区分できない場合
- ・複数産地のものがランダムに混ざりあって流通している場合(畜産物の内臓等)

情報提供の方法(基準第4条)

- (1) 一括表示による方法(JAS基準による)
- (2) 一括表示以外による方法
 - ・商品ごとに直接シール、ラベル等を貼付、又は直接記載
 - ・陳列棚等にポップ、ラベル等を貼付、又はカードを差込
 - ・商品の近くにポップ、カード等を下げ、又は置く
 - ・消費者に見やすいように一覧表等を店内に掲示
 - ・インターネットを利用(HP、QRコード等)
 - ・電話番号等の連絡先を商品等に記載 → 問合せに応じる
 - ・担当者名等を店内に掲示 → 問合せに応じる
 - ・その他これらに類する方法

生産、製造、加工した施設・場所における直売(条例第21条第2項)

観光牧場や工場併設の直売所など、食品を生産、製造、加工した施設・場所において、事業者が、食品を直接に消費者に対して販売する場合(JAS基準で除外)